



前橋市
MAEBASHI CITY

前橋市動物の愛護及び管理に関する 条例が改正されます

(令和7年4月1日から)

前橋市では、人と動物の調和のとれた共生社会を目指すため、条例の一部を改正します。

主な改正内容は以下のとおりです。

条例改正について ▶



飼い主等の4つの遵守事項が新たに加わります

● 適正な頭数の飼養・保管

飼養事情や環境で、適正に飼える動物の数は異なります。

多頭飼育問題とならないために、動物の数は、適正に飼育管理ができる範囲を超えないように努めましょう。

※多頭飼育問題とは、動物の適正な飼育管理ができずに、

- ①飼い主の生活状況の悪化 ②動物の状態の悪化 ③周辺の生活環境の悪化が生じている状況です。



● 飼い犬のしつけ等

犬の飼い主は、飼い犬が地域社会と調和して生活するために、飼い犬のことをよく理解し、その飼い犬に適した運動やしつけを行いましょう。

また、飼い犬が他の犬に興奮してしまい、それを止めようとする際に、こう傷事故（犬が人間にかみついて怪我をさせてしまうこと）が発生しています。

こう傷事故を未然に防ぐためには、飼い主の制止に従うようにトレーニングをしましょう。



● 飼い猫の屋内飼養

飼い猫を屋外で飼うことは、ふん尿被害などで近隣に迷惑をかけるだけでなく、交通事故、感染症、猫同士のけんかなど、猫にとってたくさんの危険があります。

市内では、交通事故などにより毎年1,000匹以上の猫が屋外で亡くなっています。

飼い猫の健康と安全のため、また、周辺の生活環境の保持とみだりな繁殖を防ぐためにも、飼い猫は屋内で飼いましょう。



● 飼い主のいない猫に餌やりをする人の遵守事項

飼い主のいない猫に餌やりをする人には責任が伴います。

猫は繁殖力が強く、あっという間に増えてしまいます。飼い主のいない猫がみだりに繁殖しないように、不妊去勢手術を実施してください。なお、手術によって発情期の鳴き声、けんか、おしっこのおいなどの改善も期待できます。

また、猫への餌やりにより周辺の生活環境を損なわないように、餌の管理（決まった場所で与え、置き餌はしないで片付ける）、トイレの設置と清掃などの適切な管理を行い、周辺住民の理解が得られるようにしましょう。



人と動物が幸せに暮らすために

▶犬を飼っている方へ

- ・犬の登録・狂犬病の予防注射は飼い主の義務です
- ・犬の放し飼いは条例で禁止されています
- ・散歩中のふんは必ず持ち帰り可燃ごみとして処理し、尿は水で流しましょう
- ・鳴き声などで人に迷惑をかけないようにしましょう
- ・鑑札や名札などで身元表示をしましょう



▶猫を飼っている方へ

- ・猫は室内で飼いましょう
- ・不妊去勢手術をしましょう
- ・名札やマイクロチップなどで身元表示をしましょう



▶飼い主のいない猫に餌をあげている方へ

「かわいそうだから…」と餌をあげたくなる気持ちはわかりますが、無責任な餌やりを続けると、結果として不幸な猫を増やすだけでなく、ふん尿被害などで近隣の生活環境が悪化し、猫を迷惑に思う人も増えてしまいます。

- 【飼い主のいない猫の管理方法】
- ・不妊去勢手術の実施
 - ・餌の管理（定時 / 定点の餌やり、片付け）
 - ・トイレの設置、清掃



▶飼い主のいない猫対策

・TNR 活動

TNR 活動とは、飼い主のいない猫に対し、「**Trap/ 捕獲し、Neuter/ 不妊去勢手術を行い、Return/ 元の場所に返す**」を実施することで繁殖を防止し、一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関する苦情や殺処分の減少に寄与する活動です。自治会等で、飼い主のいない猫の一斉捕獲・手術を希望する場合には、ご相談ください。

・猫の去勢・不妊手術費の補助事業

飼い主のいない猫の手術も対象となります。詳しくは市ホームページへ。

・猫の捕獲器の貸出し（手術目的の場合に限る）

去勢・不妊手術について ▶



耳カットは手術済の目印！
耳カットしてある猫は「さくらねこ」と呼ばれています。

